

No. 1276 (2024. 4.25)

令和 6 年能登半島地震への対応 (上)

—地震の概要と各支援の状況—

- I 能登半島地震の概要
 - 1 地震の概況
 - 2 被害推計と経済への影響
- II 能登半島地震における支援の状況
 - 1 政府の対応
 - 2 被災者に対する生活支援等
 - 3 財政支援
 - 4 中小企業支援 (以上本号)
- III 初動対応等で浮上した課題
- IV インフラ・ライフラインへの影響と復旧・復興 (以上 1277 号)
- V 生活・産業への影響と復旧・復興
復旧・復興に向けて (以上 1278 号)

キーワード：能登半島地震の概要、生活支援、財政支援、中小企業支援

能登半島地震について、2月15日に『調査と情報—ISSUE BRIEF—』(1262号)において、速報性を重視した「令和6年能登半島地震の概況」を刊行いたしました。本編は、それに続くもので、被害状況や復旧・復興作業の進捗状況等の情報を更新するとともに、この間に明らかになった様々な政策課題を項目別にまとめたものです(上中下3分冊として刊行)。「令和6年能登半島地震の概況」と併せて、国政審議の参考資料として御活用いただくことができれば幸いです。

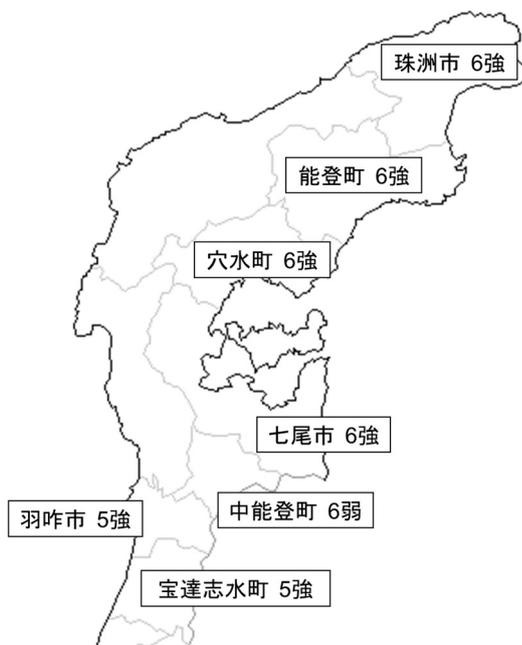
I 能登半島地震の概要

1 地震の概況

(1) 地震の発生状況と規模

令和6（2024）年¹1月1日16時10分、石川県能登地方の深さ16kmを震源とするマグニチュード7.6の地震（以下、この地震を「本震」という。）が発生し、輪島市、志賀町で震度7を観測したほか、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強を、中能登町、新潟県長岡市で震度6弱を観測した²（図）。気象庁は、同日に、本震及び令和2（2020）年12月以降の石川県能登地方で発生している一連の地震活動について、「令和6年能登半島地震」（以下「能登半島地震」という。）と命名した³。

図 本震における石川県能登地方の震度の状況



（注1）震度は、非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」2024.4.2, 14:00 現在による。

（注2）6弱以上の震度は、能登地方以外では、新潟県長岡市において、震度6弱が観測されている。

（注3）石川県内の宝達志水町より南で震度5強以上が観測された市町村は、金沢市、小松市、加賀市、かほく市、能美市で、いずれも震度5強となっている。

（出典）非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」2024.4.2, 14:00 現在, p.1. <https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_39.pdf> 等を基に、Craft MAP 日本・世界の白地図 <<http://www.craftmap.box-i.net/>> を用いて筆者作成。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和6（2024）年4月12日である。

¹ 本稿に記載する日付の年が「令和6年」の場合、特に必要がない限り、「令和6年」を省略する。

² 非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」2024.4.2, 14:00 現在, p.1. <https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_39.pdf>

³ 気象庁地震火山部「令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震について（第2報）」2024.1.1. <https://www.jma.go.jp/jma/press/2401/01b/kaisetsu202401011810_2.pdf> なお、能登地方では、令和2（2020）年12月から地震活動が活発になり、令和3（2021）年7月頃から更に活発化し、令和5（2023）年5月5日にはマグニチュード6.5の地震（最大震度6強）が発生していた（気象庁「石川県能登地方の地震活動」『令和5年12月 地震・火山月報（防災編）』<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/gaikyo/monthly/202312/202312kanto_chubu_kobetsu_1.pdf>）。

表1は、能登半島地震（令和6年1月1日以降）による人的被害等を、震度7を記録した他の地震と比較してまとめたものである。

表1 震度7を記録した地震の比較

	直下型地震				海溝型地震
	能登半島地震 (本震)	熊本地震	新潟県中越地震	阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震)	東日本大震災(東北 地方太平洋沖地震)
地震の発生日・時刻	令和6年 1月1日 16時10分	前震：平成28年 4月14日21時26分 本震：平成28年 4月16日1時25分	平成16年 10月23日 17時56分	平成7年 1月17日 5時46分	平成23年 3月11日 14時46分
激甚災害指定 政令の公布日	令和6年 1月11日	平成28年 4月26日	平成16年 12月1日	平成7年 1月25日	平成23年 3月13日
地震規模 (マグニチュード)	7.6	6.5 (前震) 7.3 (本震)	6.8	7.3	9.0
震源の深さ	16km	11km (前震) 12km (本震)	13km	16km	24km
人的被害 ([]内は、うち 災害関連死) (単位：人)	死者 245 [15] 負傷者 1,300	死者 276 [226] 負傷者 2,811	死者 68 [52] 負傷者 4,805	死者 6,434 [919] 行方不明者 3 負傷者 43,792	死者 19,775 [3,794] 行方不明者 2,550 負傷者 6,242
住家被害 (単位：棟)	全壊 8,650 半壊 18,953 一部破損 86,514 家屋浸水 25	全壊 8,667 半壊 34,719 一部破損 163,500 家屋浸水 270	全壊 3,175 半壊 13,810 一部破損 105,682	全壊 104,906 半壊 144,274 一部破損 390,506	全壊 122,050 半壊 283,988 一部破損 750,064 家屋浸水 11,275
非住家被害 (単位：棟)	公共建物 189 その他 23,432	公共建物 467 その他 12,918	公共建物・その他 41,738	公共建物 1,579 その他 40,917	公共建物 14,527 その他 93,869

(注1) 能登半島地震における各被害は、消防庁災害対策本部の4月5日14時発表の資料及び石川県が同日14時現在で発表した資料による。なお、非住家被害は、石川県に係る数である。

(注2) 熊本地震における人的被害は、消防庁による発表と熊本県による発表を組み合わせ記載している。

(注3) 災害関連死は、東日本大震災については復興庁ほか、他は消防庁及び各県の発表による。なお、阪神・淡路大震災については兵庫県に係る数（同県における死者総数6,402人）であり、熊本地震については、熊本県の発表で「6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数」5人を含む。

(出典) 消防庁「阪神・淡路大震災について（確定報）」2006.5.19; 「阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について（平成17年12月22日記者発表）」2016.11.1 兵庫県ウェブサイト; 消防庁「平成16年（2004年）新潟県中越地震（確定報）」2009.10.21; 同「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第164報）」2024.3.8; 復興庁ほか「東日本大震災における震災関連死の死者数（令和5年3月31日現在調査結果）」2023.6.30; 消防庁「熊本県熊本地方を震源とする地震（第121報）」2019.4.12; 熊本県「平成28（2016）年熊本地震等に係る被害状況について【第346報】」2024.3.13; 消防庁災害対策本部「令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況（第90報）」2024.4.5; 石川県「1 令和6年能登半島地震による人的・建物被害の状況について【第118報 令和6年4月5日14時00分現在】」等を基に筆者作成。

本震発生後には、津波も発生しており、最大波0.8mの津波が石川県金沢及び山形県酒田で1月1日19時8分から9分までに観測されたほか、富山県富山で79cm、鳥取県境港市境で60cmの津波が観測されている⁴。また、気象庁が津波観測点付近等において津波の痕跡等を調査したところ、新潟県上越市船見公園で5.8m、石川県能登町白丸で4.7m、同珠洲市飯田港で4.3mの

⁴ 地震調査研究推進本部地震調査委員会「令和6年能登半島地震の評価」2024.2.9, pp.[8-9]. <https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2024/20240101_noto_3.pdf> なお、1月1日の時点で気象庁から公表されていた輪島港への最大波1.2m以上の津波は、その後精査の結果削除されている。

高さまでの津波の遡上が確認された⁵。

本震に関しては、複数の震度観測点から震度データが入電されなかったり⁶、複数の震度観測点において本震後に震度計台等に異常が認められ本震やその後の地震の観測に使用できなくなったり⁷、複数の津波観測地点で津波の観測が不可能となり観測データが欠測となったりする事態が生じた⁸。こうした事態に対し、気象庁は、観測施設が一定の確率で障害を受けることは想定しておく必要があり、観測機器を壊れないものとするにはコスト面や技術面で課題がある、また、一部の観測点が機能しなくなった場合でも周辺の観測データを基に適切な判断が可能な態勢が整備されており、今回も警報の切替え等に支障があったとは考えていないとしている⁹。

（2）震度5強以上の地震の発生状況と見通し

1月1日以降、3月29日までの間において、本震以外に最大震度5強以上を観測した地震は、計10回発生しており、それらは全て1月6日までに発生している¹⁰。気象庁は、1月8日以降、2月29日まで継続的に、最大震度5強又は5弱程度以上の地震の発生する確率を公表しており、その状況は表2のとおりとなっている。いずれの確率も時間の経過とともに低下傾向にあるが、平常時と比べれば、依然として発生しやすい状況にあるとされている。

表2 気象庁が公表している最大震度5強又は5弱程度以上の地震の発生する確率の推移

確率の起点日時	1月8日	1月15日	1月22日	1月29日	2月5日	2月9日	2月29日
地震発生当 初との比較	震度5強 1/2程度	震度5強 1/5程度	震度5強 1/8程度	震度5強 1/10程度			
	震度5弱			1/6程度	1/7程度	1/8程度	1/10程度
平常時と の比較	震度5強 100倍超	震度5強 100倍超	震度5強 100倍程度	震度5強 60倍程度			
	震度5弱			50倍程度	40倍程度	40倍程度	30倍程度

（注1）数値はいずれも最大震度5強程度以上又は最大震度5弱程度以上の地震が発生する確率で、「地震発生当初との比較」は1月1日の本震発生当初時との比較である。また、地震発生確率は、起点日時から3日間の地震発生確率である。

（注2）2月5日以降、2月29日まで、最大震度5強以上の地震の発生確率は数値としては示されず、「確率は比較的低いものの、最大震度5強以上を観測する地震についても、平常時と比べると依然として発生しやすい状況にあります。」とされている。

（出典）気象庁「「令和6年能登半島地震」について（第20報）」2024.2.29. <<https://www.jma.go.jp/jma/press/2402/29a/kaisetsu202402291400.pdf>>等を基に筆者作成。

⁵ 気象庁地震火山部「「令和6年能登半島地震」における気象庁機動調査班（JMA-MOT）による津波に関する現地調査の結果について」2024.1.26. <https://www.jma.go.jp/jma/press/2401/26a/20240126_tsunamichousakekka.pdf>

⁶ 輪島市及び能登町の3か所で入電されなかった。このため、輪島市の震度は、当初震度6強と公表されていたところ、1月25日に震度観測点のデータを入手した後に震度7に訂正された（気象庁「「令和6年能登半島地震」における震度について」2024.1.25. <https://www.jma.go.jp/jma/press/2401/25b/20240125_sindo_tsuika.pdf>）。

⁷ 七尾市、中能登町及び羽咋市の3か所で異常が認められ、本震以降の観測された震度は欠測扱いとされるとともに、1月12日以降の活用が停止された（気象庁「震度観測点の地震情報への活用停止等について」2024.1.12. <https://www.jma.go.jp/jma/press/2401/12b/20240112_katsuyou_teishi.pdf>）。

⁸ 「輪島港」（港湾局所管）及び「珠洲市長橋」（気象庁所管）の2か所で観測データの欠測が生じた（気象庁・港湾局「能登半島北部における津波監視・津波情報発表の再開について」2024.1.8. <https://www.jma.go.jp/jma/press/2401/08b/noto_tsunamikanshi.pdf>）。なお、上記の両地点における津波については、その後の気象庁の現地調査により、津波による浸水の痕跡が認められなかった旨確認されている（気象庁地震火山部 前掲注(5)）。

⁹ 気象庁「長官会見要旨」2024.2.21. <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/tyoukan/2024/dg_20240221.html>

¹⁰ 気象庁「「令和6年能登半島地震」について（第20報）」2024.2.29. <<https://www.jma.go.jp/jma/press/2402/29a/kaisetsu202402291400.pdf>>; 同「「令和6年能登半島地震」の各県毎の最大震度別地震回数」2024.4.12. <https://www.jma.go.jp/jma/menu/files/noto_jishinkaisu_chiiki.pdf> 最大震度6弱のものが2回で、他は全て最大震度5強である。なお、10回のうちの1回は、本震の4分前の16時6分に発生した最大震度5強の地震である。

(3) 二次被害への対応のための被災建築物応急危険度判定

本震では、石川県能登地方を中心に多数の家屋に全壊、半壊等の被害が生じている。こうした被害の判定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う¹¹。一方で、この判定とは別に、市町村は、地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり建物の瓦や看板等が落下したりして、人命に危険が及ぶ二次被害を防ぐために、被災建築物応急危険度判定を行っている¹²。同判定においては、調査した建物に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかのステッカー¹³が建築物の出入口等の見やすい場所に貼付される。

本震後、1月2日から21日までの間に、石川、富山、新潟、福井各県の計20市町において3万7千棟余りを対象に被災建築物応急危険度判定が行われた。その結果を同じく震度7を記録した平成28年（2016年）熊本地震及び平成16年（2004年）新潟県中越地震と比較すると表3のとおりであり、能登半島地震（本震）における判定総数は新潟県中越地震と同程度、熊本地震の3分の2程度であるが、判定結果が「危険」とされた棟数は、新潟県中越地震の2.5倍、熊本地震の85%に達している。

表3 被災建築物応急危険度判定の実施状況

	能登半島地震（本震）	（うち石川県）	熊本地震	新潟県中越地震
発災日	令和6年1月1日		平成28年4月14日	平成16年10月23日
実施期間	1月2日～21日		4月15日～6月4日	10月24日～11月10日
判定総数（棟）	37,055	31,600	57,570	36,143
うち「危険」	13,452（36.3%）	12,615（39.9%）	15,708（27.3%）	5,243（14.5%）
うち「要注意」	10,892（29.4%）	8,790（27.8%）	19,029（33.1%）	11,122（30.8%）
うち「調査済」	12,711（34.3%）	10,195（32.3%）	22,833（39.7%）	19,778（54.7%）

（注1）熊本地震の発災日は前震の発災日で、その2日後の4月16日に本震（いずれも最大震度7）が発生している。

（注2）実施期間の実施年は発災の年と同一である。

（注3）表中のそれぞれの判定区分の行の%表示は、判定総数に占める割合である。

（出典）「応急危険度判定活動」日本建築防災協会ウェブサイト <<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/hantei-katsudou/>>; 「応急危険度判定 過去の判定実績」同 <<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/hantei-katsudou/hantei-past/>> 等を基に筆者作成。

¹¹ 災害対策基本法第90条の2第1項において、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災（りさい）証明書）を交付しなければならないとされている。しかし、後述II2(1)のとおり、大規模な災害の場合、発行が遅れる場合が生じる。

¹² 「被災建築物応急危険度判定」東京都耐震ポータルサイト <https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/pdf/info/Pamp/h/dl_017.pdf> この判定は、市町村が実施本部となり、他の地方公共団体や民間の建築技術者のボランティア（都道府県知事が認定する「応急危険度判定士」の資格がある。）の協力を得て行われる。

¹³ 「危険」は当該建築物に立ち入ることは危険である旨を表示した赤色の、「要注意」は当該建築物に立ち入る場合には十分な注意が必要である旨を表示した黄色の、「調査済」は当該建築物が使用可能である旨を表示した緑色のステッカーである。

（4）志賀原発の状況

北陸電力は、志賀原子力発電所について、1・2号機（平成23（2011）年から運転停止中）とも、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源の機能を確保しており、原子炉施設の安全確保に問題は生じておらず、また、発電所に設置しているモニタリングポスト（環境中の放射線を測定する施設）¹⁴の数値に変化はなく、外部への放射能の影響はないとしている¹⁵。

一方、本震によって、1・2号機の外部電源を受けるための変圧器の油漏れ、外部電源と接続する送電線や変電所設備の損傷が確認され、外部電源回線5回線のうち2回線が使えない状態が続いている¹⁶。北陸電力は、送電線については補修が完了し、変電所設備については6月の復旧を目指すとしている。また、変圧器については、1号機は応急措置済みで8月の本復旧を見込んでいるが、2号機は内部点検結果を踏まえ、復旧方法について調整中であり、復旧時期は未定としている¹⁷。

2 被害推計と経済への影響

内閣府は、1月25日、能登半島地震による経済への影響を試算した結果を公表した。ストック（建築物等・社会資本）の被害額（石川、富山、新潟各県の被害額の総計）は、1.1～2.6兆円（以下、推計額・試算額は概算値）であり、新潟県中越地震と同程度の規模となっている（表4）¹⁸。また、日本総合研究所は、生産・事業活動の停滞と観光需要の減少により生じるフロー（GDP）の損失額を974億円と試算した¹⁹。

¹⁴ 一時的に欠測状態となっていた志賀原子力発電所周辺のモニタリングポスト18局は、2月6日16時時点で、全ての箇所において、測定が行える体制に復帰している（原子力規制庁「令和6年能登半島地震後の志賀原子力発電所の現状及び今後の対応」2024.2.7, pp.2-3. <<https://www.nra.go.jp/data/000468364.pdf>>）。

¹⁵ 北陸電力株式会社・北陸電力送配電株式会社「令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について（3月25日現在）」2024.3.25. <<https://www.rikuden.co.jp/press/attach/24032599.pdf>>

¹⁶ 国立国会図書館調査及び立法考査局「令和6年能登半島地震の概況」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1262, 2024.2.15, p.7. <<https://doi.org/10.11501/13333336>>; 同上

¹⁷ 北陸電力株式会社・北陸電力送配電株式会社 同上

¹⁸ 東日本大震災や熊本地震の際の推計方法を踏まえ、被害地域のストック額に損壊率を乗じることで試算している。損壊率は、震度や被害状況に応じて、過去の大地震における損壊率を参照して仮定されたものである。内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」2024.1.25, p.4. <<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2024/01kaigi.pdf>>

¹⁹ 北辻宗幹「能登半島地震が被災地域経済に打撃—GDP損失は1,000億円弱と試算、求められる政府支援—」『リサーチ・アイ』No.2023-076, 2024.1.23. 日本総研ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/research/pdf/14753.pdf>> 生産・事業活動の停滞による影響は、堤雅彦ほか「平成28年熊本地震の影響試算の推計方法について」『経済財政分析ディスカッション・ペーパー』DP/16-01, 2016.7. 内閣府ウェブサイト <<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp161.pdf>> に基づき、ストック損壊率は熊本地震と同程度、インフラ復旧率及び労働復帰率は震災1か月後に100%に回復するとの仮定の下、試算している。また、観光需要の減少による影響は、北陸地域の観光需要が熊本地震と同程度に落ち込むと仮定しての試算となっている。

表4 能登半島地震と過去の地震災害におけるストック被害額の推計（兆円）

名称	推計主体	官民合わせた ストック被害額	建築物等	社会資本			<参考> ストック 総額の推計
				社会インフラ (道路、港湾等)	電気・ ガス・ 上下水道	その他	
能登半島 地震	内閣府	1.1～2.6 〔石川県 0.9～1.3 富山県 0.1～0.5 新潟県 0.1～0.9〕	0.6～1.3	0.5～1.3			-
熊本地震	内閣府 分析担当	2.4～4.6 〔熊本県 1.8～3.8 大分県 0.5～0.8〕	1.6～3.1	0.4～0.7	0.1	0.4～0.7	〔熊本県 63 大分県 34 大分県 28〕
東日本 大震災	内閣府 防災担当	16.9	10.4	2.2	1.3	3.0 (うち 農林1.9)	被災地域 全域 175
	内閣府 分析担当	16～25	11～20	2	1	2	
新潟県 中越地震	新潟県	1.7～3	0.7～1.2	0.3～1.2	0～0.1	0.2～1	-
阪神・淡路 大震災	国土庁 兵庫県	9.6～9.9	6.3～6.5	2.2	0.5～0.6	0.5～0.7	兵庫県 64

(注) 東日本大震災の両推計には、原発事故に伴うストックの毀損は含まれていない。岩城秀裕ほか「東日本大震災によるストック毀損額の推計方法について」『経済財政分析ディスカッション・ペーパー』DP/11-01, 2011.12. 内閣府ウェブサイト <<https://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp111.pdf>>; 会計検査院「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」2015.3, pp.24-31. (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10210913/www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/27/pdf/270302_zenbun_1.pdf>

(出典) 内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」2024.1.25, p.4. <<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2024/01kaigi.pdf>>; 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「平成28年熊本地震の影響試算について」2016.5.23, pp.2-3. <<http://www5.cao.go.jp/keizai3/kumamotoshisan/kumamotoshisan20160523.pdf>>; 内閣府「東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響の分析」(月例経済報告等に関する関係閣僚会議震災対応特別会合資料)2011.3.23, p.[3]. <<http://www5.cao.go.jp/keizai/bousai/pdf/keizatekieikyoku.pdf>> を基に筆者作成。

II 能登半島地震における支援の状況

1 政府の対応

(1) 令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部、非常災害対策本部の設置等

政府は、1月1日16時10分に地震が発生すると、16時11分に官邸対策室を設置²⁰、17時30分には、特定災害対策本部²¹が設置され、22時40分には、同本部を格上げして非常災害対策本部²²が設置された。また、発災から1か月後となる2月1日には、令和6年能登半島地震

²⁰ 「令和6年能登半島地震について」首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/earthquake20240101/index.html>>

²¹ 災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る地域の状況等を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要がある場合に臨時に内閣府に置かれる機関。本部長は、防災担当大臣その他の国務大臣が充てられる。

²² 災害対策基本法に基づき、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要がある場合に臨時に内閣府に置かれる機関。本部長は、内閣総理大臣が充てられる。

復旧・復興支援本部が設置され、その第1回本部会議が開催された²³。さらに、3月12日、災害応急対応についての検証のための第1回検証チームが開催されている²⁴。

（2）令和6年能登半島地震被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ

政府は、1月25日、第15回となる非常災害対策本部会議を開き、①生活の再建、②生業の再建及び③災害復旧等を主な柱とする「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」を決定し²⁵、同施策執行のための令和5年度予備費の使用（1553億円）が翌26日閣議決定された²⁶。3月1日には、追加の同予備費の使用等（1167億円）が閣議決定されている²⁷。

表5 令和6年能登半島地震被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージの概要

生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における生活環境の改善 ・命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難 ・住み慣れた土地に戻るための住まいの確保 ・切れ目のない被災者支援 ・金融支援・税制上の対応等
生業の再建	<ul style="list-style-type: none"> ・中小・小規模事業者の支援 ・農林漁業者の支援 ・観光復興に向けた支援 ・地域の雇用対策等
災害復旧等	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な災害復旧 ・復興まちづくり ・令和6年能登半島地震についての緊急調査

（出典）非常災害対策本部資料を基に筆者作成。

2 被災者に対する生活支援等

（1）罹災証明書の発行

石川県では、3月25日時点で県内自治体に8万8477件の罹災証明書²⁸の申請があり、約95%に当たる8万4072件の罹災証明書が交付された²⁹。当初、人手不足等から被害認定調査が進まず、罹災証明書の交付手続の遅れが指摘された³⁰が、交付手続の加速化を図るため、被害認定調査に際し、航空写真の活用や応援職員によるリモートでの被害区分の判定等が実施された³¹。

一方、罹災証明書の交付に当たっては、能登地域6市町において、1次調査³²の判定を不服とした2次調査の申請が少なくとも8千件に上っていることが判明した。判定結果により公的支

²³ 非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」2024.4.9, 14:00 現在, p.42. <https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_40.pdf>

²⁴ 「松村内閣府特命担当大臣記者会見要旨」2024.3.12. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/minister/2309_y_m_atsumura/kaiken/20240312kaiken.html>; 「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」同 <https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho_team.html>

²⁵ 非常災害対策本部 前掲注(23); 令和6年能登半島地震非常災害対策本部「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」2024.1.25. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/pdf/240125_shien.pdf>

²⁶ 非常災害対策本部 同上, p.44.

²⁷ 同上

²⁸ 前掲注(11)

²⁹ 内閣府（防災担当）「令和6年能登半島地震の概要と自治体支援の状況」（令和6年能登半島地震に係る検証チーム（第2回）資料1）2024.3.28, p.18. <https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team2_shiryoo01.pdf>

³⁰ 「罹災証明書交付は34% 手続きに遅れ」『読売新聞』（石川版）2024.2.10; 「能登半島地震 罹災証明 発行進まず 人手不足、道路状況悪く」『東京新聞』2024.2.20, 夕刊。

³¹ 内閣府（防災担当）前掲注(29) なお、罹災証明書の交付が遅れている状況に対し、東京都は、3月4日に応援自治体の職員が認定を行える仕組みづくりや被害程度の判定方法の簡略化等を求める要望書を林芳正内閣官房長官に提出した（「住宅被害認定「簡略化を」 首都直下地震視野 都が国に要望」『東京新聞』2024.3.6.）。

³² 1次調査は、外観の目視による調査等により行われ、1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に内部立入りも実施する2次調査が実施される（内閣府（防災担当）「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」2023.3, pp.13-14. <https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r503saigai_tebiki_full.pdf>）。

援に差が出るため、内部を精査する2次調査を求める被災者が増えている³³。

（2）被災者の生活支援

【災害弔慰金】 災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、一定規模以上の災害によって死亡した被災者の遺族に対し市町村から支給される³⁴。また、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病を死亡原因とする「災害関連死」も災害弔慰金の支給対象となる。

能登半島地震では、石川県知事は2月20日に、能登半島地震の災害関連死を認定する審査会³⁵について、市町の支給事務が円滑に進むように、審査会の合同開催や委員の選定などを県として支援することを表明した³⁶。

【被災者生活再建支援金】 被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、都道府県から支給される。支給額は、住宅の被害程度及び再建方法に応じて、1世帯当たり最大300万円である³⁷。能登半島地震においては、3月25日までに石川、富山、新潟各県の全市町村に同法が適用された³⁸。

【新たな交付金】 厚生労働省は、2月27日に能登半島地震で被災した高齢者等のいる世帯を対象に家財及び住宅再建を支援する新たな交付金制度「地域福祉推進支援臨時特例交付金」の創設を発表した³⁹。

新たな交付金では、能登地域6市町（珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市）において、家財等が損失したり、住宅が半壊以上の被害を受けたりしたことを要件とし、高齢者・障害者のいる世帯、資金の借入れや返済が容易でないと見込まれる世帯⁴⁰を対象に、家財等支援に最大100万円、住宅再建支援に最大200万円の合計最大300万円が支給される⁴¹。支給額は、被災者生活再建支援金の支給額（最大300万円）に新たな交付金の300万円を合わせると最大600万円に増える。

³³ 「住宅罹災判定、能登の6市町で不服8000件 発行遅れなら再建影響」『日本経済新聞』2024.3.27, 夕刊。

³⁴ その支給額は、生計維持者が死亡した場合は500万円、それ以外の者が死亡した場合は250万円である。また、同法に基づく支援制度として、重度の障害を受けた被災者に対する災害障害見舞金がある。

³⁵ 市町村は、有識者による審査会を設置して、個別のケースごとに実情を確認した上で認定を行う（災害救助実務研究会編『災害弔慰金等関係法令通知集 平成26年版』第一法規、2014, p.70.）。

³⁶ 「第38回災害対策本部員会議での知事の主な発言」2024.2.20. 石川県ウェブサイト <<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/20240220hatsugen.pdf>> 通常は、遺族の申請を受けた市町が単独で審査するが、県が審査委員の選定や日程管理などの事務作業を一括して担うことで、円滑に認定の可否を判断し、災害弔慰金を支給できるようにしている（「災害関連死を合同審査 県が委員選定、円滑支給へ」『北國新聞』2024.2.21.）。

³⁷ 全壊の場合で、基礎支援金として100万円（大規模半壊の場合は50万円、中規模半壊の場合はなし）、加算支援金として最大200万円（全壊、大規模半壊共。中規模半壊は最大100万円）である。なお、支援金の支給には、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用することとされ、その2分の1に相当する額を国が補助する。

³⁸ 「令和6年能登半島地震に係る被災者生活再建支援法の適用団体一覧（令和6年3月25日（月）19時00分現在）」内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/r6_r60101notojishin.pdf>

³⁹ 「武見大臣会見概要」2024.2.27. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00668.html>; 「能登地震1.1：窮地の政権、苦心の支援策 被災者に最大600万円」『毎日新聞』2024.2.28. なお、令和6年3月1日に令和5年度予算の予備費からの支出が閣議決定された（Ⅱ1(2)、Ⅱ3(1)。「能登支援 予備費から1167億円 きょう閣議決定 住宅再建へ新交付金」『朝日新聞』2024.3.1.）。

⁴⁰ 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯、家計が急変し住民税非課税世帯等と同様の事情にあると認められる世帯、児童扶養手当の受給世帯、被災の影響で離職・廃業した者がいる世帯、一定のローン残高がある世帯等。

⁴¹ 「令和6年度能登半島地震復旧・復興支援本部（第3回）資料」2024.3.1, p.15. <https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_hukkyuhonbu03.pdf>

【義援金】石川県については、同県のほか日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会が能登半島地震に係る義援金を受け付け、その総額は約566億円（4月8日時点）に上る⁴²。配分基準については、同県義援金配分委員会において2月1日に第1次配分、さらに4月3日に追加の第2次配分が決定された⁴³。その配分基準により、人的被害と住家被害への配分⁴⁴のほか、被害が大きい能登地域6市町の全住民に1人5万円ずつ配分される⁴⁵。

（3）自治体間の協力

大規模災害時においては、総務省の応急対策職員派遣制度に基づき、総務省や全国知事会等の調整の下、他の自治体から応援職員が派遣される⁴⁶。能登半島地震では、①被災した市町村の災害マネジメントの総括的な支援を行う総括支援チームとして、石川県の6市町に対し6県市から、②避難所の運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行う対口（たいこう）支援チームとして、石川県の14市町、富山県の3市、新潟県の1市に対し、延べ62の都道府県市から、それぞれ職員が派遣された⁴⁷。

また、被災者の救援等が困難な場合には、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会・最新の廃止制定は令和6（2024）年1月31日、同月1日から適用）に基づき、全国知事会による調整の下、各都道府県から応援職員が派遣される⁴⁸。能登半島地震では石川県の要請に対して、4回に分けて都道府県職員が派遣され、①1月26日以降8県57人が2次避難所等への入居までの一時的な期間、避難者を受け入れるための1.5次避難所の運営支援、災害救助法業務支援、仮設住宅建設に関する各種事務支援等の業務に、②2月5日以降44都道府県57人が災害ボランティア連絡調整、農業・林業・畜産業被害状況調査等の業務に、③2月26日以降4府県5人及び④3月18日以降9道県9人が道路等の災害復旧工事の査定・設計積算業務に従事したとされる⁴⁹。

⁴² 「第46回石川県災害対策本部員会議資料」2024.4.9, p.[27]. <<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/0409siryou2.pdf>>

⁴³ 「令和6年（2024年）能登半島地震災害義援金配分委員会について」石川県ウェブサイト <<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/gienkinbussi/r6notohantoujishingienkin.html>>

⁴⁴ 第1次と第2次の配分合計は、人的被害の場合、死者・行方不明者100万円、重傷者10万円、住家被害の場合、全壊100万円、大規模半壊75万円、中規模半壊50万円、半壊25万円、準半壊10万円、一部損壊3万円である。

⁴⁵ 「第46回石川県災害対策本部員会議資料」前掲注(42)

⁴⁶ 「応急対策職員派遣制度」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000857951.pdf> なお、同制度では、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（対口支援団体）を決定し、対口支援団体が自己完結的に支援を行う「対口支援方式（カウンターパート方式）」が採用されている。なお、対口支援団体に指定された都道府県は、区域内の市区町村と一体的に支援することとされる。

⁴⁷ 総務省「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について（第94報）」2024.4.5, 13:30現在, pp.3-4. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000941467.pdf> 対口支援チームの主な活動内容等については、国立国会図書館調査及び立法考査局 前掲注(16), pp.11-12を参照。

⁴⁸ 全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討ワーキンググループ「大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について（報告）」2015.7, pp.1, 48-56. <<https://www.nga.gr.jp/item/material/files/group/3/05%20150709kiki.pdf>>

⁴⁹ 「第44回石川県災害対策本部員会議資料」2024.3.26, p.[22]. <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/0326_siryou_2.pdf>; 石川県防災会議「石川県地域防災計画—地震災害対策編—」2023.5.25, p.139. <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/bousaieikaku/documents/jishinnsaigaitaisaku.pdf>

今後の復旧・復興に向けては、都道府県の復旧・復興支援技術職員派遣制度⁵⁰の活用や総務省と多くの技術職員を有する指定都市等との連携・調整等により、4月以降、石川県には44都道府県から約130人が、石川県内の被災市町には39都道府県102市区町から約230人が中長期の応援職員として派遣されることになっている⁵¹。

(4) 一般ボランティアの在り方

能登半島地震では、現地で活動する一般ボランティアの人数が、4月9日時点で延べ約16,000人⁵²と、発災から同期間経過後で10万人を超えていた過去の大規模災害における活動者数と比較して、少数であることが指摘される⁵³。このようなボランティアの活動が進まない要因として、半島地域でアクセスが悪いこと⁵⁴や、また、道路状況等を理由として被災地入りへの自粛ムードがあったこと⁵⁵、窓口が県に一本化され、事前登録が必要であることから、自由な活動を行いにくい⁵⁶といった指摘があった。

3 財政支援

(1) これまでの財政支援

政府のこれまでの財政支援に関する主な動きは表6のとおりである。

表6 財政支援に関する主な動き

日付	主な動き
1月9日	当面のプッシュ型の物資支援への財政的裏付けとして、予備費の使用（約47.4億円）を閣議決定
1月16日	令和6年度予算案の予備費増額（5000億円）を閣議決定
1月26日	支援パッケージに基づく予備費の使用（総額1553億円）を閣議決定 被災者の生活再建（694億円）、中小・小規模事業者等の生業再建（383億円）、 インフラ復旧（475億円）
2月21日	所得税及び個人住民税の雑損控除等の特例に関する法律の成立
3月1日	支援パッケージに基づく予備費の使用等（総額1167億円 ^(注1) ）を閣議決定 応急仮設住宅（158億円）、地域福祉推進支援臨時特例交付金（61億円）、 災害廃棄物処理（8億円）、インフラ復旧（928億円）、空港施設の復旧（12億円）
3月26日	特別交付税（3月交付額）の交付 ^(注2) 。能登半島地震に関連する特別交付税の交付総額は402億円となった。
3月28日	令和6年度予算成立

(注1) 特別会計予算総則に基づく経費増額（空港施設の復旧）の12億円を含む。

(注2) 1月12日、2月15日に一部繰上げ交付が行われている。

(出典) 各種政府資料を基に筆者作成。

⁵⁰ 都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する制度。大規模災害時には、都道府県等が事前登録した技術職員数を基に、総務省が地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）及び指定都市市長会とともに派遣の調整を行う。「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000871632.pdf>

⁵¹ 「第45回石川県災害対策本部員会議資料」2024.4.2, p.[17]. <<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/0402siryou.pdf>>; 「令和6年度能登半島地震復旧・復興支援本部（第3回）資料」前掲注(41), p.9.

⁵² 「第46回石川県災害対策本部員会議資料」前掲注(42), p.[31].

⁵³ 「ボランティア 進まぬ能登」『産経新聞』2024.3.31; 「こちら特報部 災害ボランティア 考」『東京新聞』2024.3.12.

⁵⁴ 「車中泊 避難所 潜む関連死」『朝日新聞』2024.3.19.

⁵⁵ 『東京新聞』前掲注(53)

⁵⁶ 同上

「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」に基づく予備費の使用は二度にわたって閣議決定され、合計で2700億円程度の使用が決定された。このうち、3月1日に閣議決定された内容には、新たな交付金である地域福祉推進支援臨時特例交付金の創設が盛り込まれた。能登半島地震に関連する特別交付税は、令和5年度3月分までで、総額402億円が交付された⁵⁷。また、所得税及び個人住民税の雑損控除等の特例に関する法律⁵⁸が2月21日に成立し、能登半島地震による損失について、雑損控除等の適用を、本来の前年分の所得（令和5（2023）年分所得）に認める特例が設けられた。

（2）今後の動向

補正予算の編成を求める意見⁵⁹も見られたが、令和5（2023）年度末までの財政需要については、当年度の予備費の残額による機動的な対応が図られることとなった。令和6（2024）年度についても、平成28（2016）年の熊本地震を超える財政需要にも対応できるよう、予備費が5000億円から1兆円に増額されたことから、補正予算を編成する必要は現時点ではないとの考え方が鈴木俊一財務大臣から示されている⁶⁰。また、岸田文雄内閣総理大臣は、令和6年度予算成立後の記者会見において、被災地への復興基金設置の取組を進めることを明らかにした⁶¹。

4 中小企業支援

新潟、富山、石川、福井各県（以下、この項において「被災4県」という。）の中小企業数は16万2190社で企業数全体の99.8%を占め⁶²、被害総額は数千億円とも言われる⁶³。中小企業向けの国の主な地震関連の支援策は、表7のとおりである。施設・設備等の復旧支援として、令和5年度予備費からなりわい再建支援事業に200億円、被災商店街等再建支援事業に5億円が充てられており、小規模事業者持続化補助金や伝統的工芸品産業支援補助金にも災害支援枠が設けられた⁶⁴。

大規模自然災害の頻発を踏まえ、これまで政府は防災・減災対策として、事業継続力強化計画⁶⁵の認定を受けた中小企業に対する金融支援・税制措置、事業継続計画（BCP）や事業継続力

⁵⁷ 総務省「令和5年度特別交付税交付額の決定」2024.3.22. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000936849.pdf>

⁵⁸ 所得税については、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（令和6年法律第1号）、個人住民税については、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）。

⁵⁹ 例えば、「記者会見の要旨」2024.1.10. 石川県ウェブサイト <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/chiji/kisya/r6_1_10/1.html>; 「5000億円増予算案 閣議決定 能登半島地震 予備費積み増し」『朝日新聞』2024.1.17 等

⁶⁰ 第213回国会参議院財政金融委員会会議録第1号 令和6年2月21日

⁶¹ 「岸田内閣総理大臣記者会見」2024.3.28. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2024/0328kaiken.html>

⁶² 「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数（民営、非一次産業、2021年）」2023.12.13. 中小企業庁ウェブサイト <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213kigyoul.pdf>

⁶³ 「能登半島地震 中小の被害 数千億円」『産経新聞』2024.1.30.

⁶⁴ 経済産業省「「令和6年能登半島地震で被災した事業者等への支援策」に関する事業概要（PR資料）」2024.1. <https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/pdf/pr_noto.pdf> 「なりわい再建支援事業」は、東日本大震災後に創設された「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の要件を緩和し、令和2年（2020年）7月豪雨後に新設された。

⁶⁵ 各企業は事業継続計画（BCP）を策定するが、事業継続力強化計画は特に中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき中小企業が策定する防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定するものである。

強化計画に基づく防災・減災に資する施設整備資金等の貸付けを行ってきた⁶⁶。損害保険各社も、事業継続力強化計画の認定を取得した事業者のリスク実態に応じて保険料の割引を行っている⁶⁷。しかし、令和3（2021）年度中小企業実態調査によると、回答企業のうち、BCPを策定しているのは11.2%、事業継続力強化計画の認定を取得しているのは3.3%にとどまっている⁶⁸。被災地以外の中小企業を含めた今後の災害への備えが課題である。

表7 中小企業を対象とした国の主な支援策

実施機関	主な支援策
経済産業省 中小企業庁	中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）：被災者の施設・設備等の復旧費用補助（被災4県） 被災商店街等再建支援事業：被災4県の商店街等が行うアーケード・街路灯等の復旧等補助 小規模事業者持続化補助金：災害支援枠を設け、販路開拓費用等補助（被災4県） 伝統的工芸品産業支援補助金：災害支援枠を新設し、設備・機器、材料費等支援（被災4県） 下請取引に係る配慮要請：経済産業大臣等が、業界団体代表者に対し、今回の地震の影響を受けている下請事業者との取引配慮を要請
日本政策金融公庫	令和6年能登半島地震特別貸付：被災4県に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業、これらの中小企業の事業に依存し間接被害を受けた中小企業、地震の影響により業況が悪化している中小企業が対象 コロナ資本金劣後ローン貸付利率の特例：業績にかかわらず貸付利率据置き（石川県のみ）
信用保証協会	セーフティネット保証4号：被災地域に事業所を有し、直接・間接被害を受け、売上げ等が減少している中小企業に対し、通常保証限度額とは別枠で保証（被災4県） 災害関係保証：直接被害を受けた中小企業に一般保証及びセーフティネット保証とは別枠で保証（被災4県） コロナ借換保証：保証料率引下げ、計画書提出期限の延期対応（石川県のみ） ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助（石川県のみ）
中小企業基盤整備機構	小規模企業共済：特例災害時貸付の実施、特別貸付の適用拡大、延滞利子免除等 経営セーフティ共済：共済金の償還期日繰下げ、一時貸付金の返済猶予等 仮施設整備支援事業：早期に事業活動再開を希望する中小企業が入居する店舗、事務所等に対する地方公共団体による集合型仮施設設置の助成（被災4県） 被災事業者のプロジェクトに対するクラウドファンディング手数料優遇（被災4県） ビジネスマッチングプラットフォーム「J-GoodTech」に「復旧・復興マッチングサイト」開設 「能登半島地震復興支援ファンド」による被災事業者の二重債務問題への対応

（注）災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域に事業所を有することが条件となっている場合がある。

（出典）中小企業庁「中小企業者等向け支援策ガイドブック」ver.5, 2024.4. <https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/r6_no_to_jishin/dl/guidebook.pdf>; 各実施機関ウェブサイト等を基に筆者作成。

⁶⁶ 中小企業庁「令和5年度中小企業施策」（中小企業白書）p.717. <https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2023/PDF/chusho/10Hakusyo_R5sesaku_web.pdf>

⁶⁷ 「事業継続力の強化に向けて連携している団体一覧」中小企業庁ウェブサイト <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/dantai_ichiran.html>

⁶⁸ SOMPO リスクマネジメント株式会社「令和3年度中小企業実態調査 災害復興支援制度のあり方の検討に向けた調査事業報告書」2021.10, p.13. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000595.pdf>
事業継続力強化計画の令和6（2024）年2月末までの全国の認定件数は65,042件、被災4県の認定件数は3,098件（「地域別認定件数一覧（令和6年2月末日時点）」中小企業庁ウェブサイト <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/nintei_ichiran_chiiki.pdf>）。また、経済産業研究所の2018年の調査によると、企業のBCP策定率は、石川県・新潟県13%、福井県27%、富山県30%であった（家森信善ほか「BCPの取り組みを促す上での金融機関の役割の現状と課題—RIETI「事業継続計画（BCP）」に関する企業意識調査」をもとにして—』経済産業研究所, 2019.6, p.18. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/19j037.pdf>>）。

【執筆者一覧】

I 能登半島地震の概要

1 地震の概況

国土交通調査室

内田 竜雄

経済産業課

岡田将太郎

経済産業課

村松 克洋

2 被害推計と経済への影響

II 能登半島地震における支援の状況

1 政府の対応

国土交通課

星野 徹

2 被災者に対する生活支援等

国土交通課

鈴木 賢一

行政法務課

岩垣京之介

国土交通課

星野 徹

3 財政支援

財政金融課

梅澤 孝助

4 中小企業支援

経済産業課

高澤美有紀

【責任編集】

総合調査室
国土交通調査室・課